改正案

香取市地域公共交通協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第6条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年 3 月 30 日付国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号)に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)及び生活交通確保維持改善計画(以下「改善計画」という。)の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、香取市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を置く。(所掌事務)
- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討及び協議するものとする。
 - (1) 形成計画及び改善計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 形成計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 形成計画及び改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 市の総合的な交通施策に関すること。
 - (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に 関すること。
 - (6) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
 - (7) 特定非営利活動法人等(以下、「NPO法人等」という。)が行う自家用有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

現行

香取市地域公共交通協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第6条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年 3 月 30 日付国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号)に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)及び生活交通確保維持改善計画(以下「改善計画」という。)の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、香取市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を置く。(所掌事務)
- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討及び協議するものとする。
 - (1) 形成計画及び改善計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 形成計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 形成計画及び改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 市の総合的な交通施策に関すること。
 - (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に 関すること。
 - (6) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関する こと。

(組織)

(組織)

- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 関係運輸支局長又はその指名する職員
 - (2) 千葉県公共交通担当職員
 - (3) 乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者
 - (4) 乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の 代表者
 - (5) 道路管理者
 - (6) 関係警察署員
 - (7) 地域住民を代表する者
 - (8) 地域福祉推進に携わる者
 - (9) 識見を有する者
 - (10) 市の職員
 - (11) 市において現に自家用有償旅客運送を行っている NPO 法人等
 - (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
 - 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
 - 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、 市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 関係運輸支局長又はその指名する職員
 - (2) 千葉県公共交通担当職員
 - (3) 乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者
 - (4) 乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の 代表者
 - (5) 道路管理者
 - (6) 関係警察署員
 - (7) 地域住民を代表する者
 - (8) 地域福祉推進に携わる者
 - (9) 識見を有する者
 - (10) 市の職員
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
 - 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
 - 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 4 委員に事故があるときは、当該機関におけるその者の職務を代理又は 補佐する者に代理させることができる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴く ことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 4 委員に事故があるときは、当該機関におけるその者の職務を代理又は 補佐する者に代理させることができる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴く ことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。